

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(13)

目 次

規 則

○富山県事務委任規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第20号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第34号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 温泉法第28条の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立ち入り、
検査し、若しくは質問させること。

第 2 条第35号に次のように加える。

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の 5 第 1 項の規定に
より必要な報告をさせ、又はその職員に立ち入り、検査させ、若しくは質問
させること。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第13条第 2 項の規定により
必要な説明又は資料の提出を求めること。

第 4 条第 1 号チ中「又は」を「若しくは」に、「在所させる」を「在所させ、又
はこれらの措置を相互に変更する」に改め、同号中ヒをへとし、ニからハマでをネ
からフまでとし、同号ナ中「日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を
「児童自立生活援助」に改め、同ナを同号ヌとし、同号中トをニとし、テの次に次

のように加える。

ト 児童福祉法第33条第7項の規定により一時保護を行い、又は委託すること。

ナ 児童福祉法第33条第9項の規定により一時保護を行い、又は委託すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(人 事 課)